

経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ

平成26年6月25日

経営協議会

東京大学総長選考会議内規第10条に基づく経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）の推薦方法・手順について、以下のとおり申し合わせる。

### 1. 推薦の基準・観点に関する検討

経営協議会は、総長選考会議への第1次候補者の推薦にあたり、総長選考会議が定める「求められる総長像」に基づき、推薦の基準・観点について検討を行う。

### 2. 経営協議会委員からの推薦

(1) 経営協議会委員（以下「委員」という。）は、第1次候補者として相応しい者（以下「候補者」という。）を次のとおり経営協議会議長（以下「議長」という。）へ推薦を行う。

- ① 各委員は、代議員会から推薦のあった者以外の者について推薦することができる。
- ② 各委員が推薦できる候補者の人数は、2名を限度とする。その際、候補者への内諾の有無は特に問わない。
- ③ 候補者の推薦は、別紙1の様式により行う。
- ④ 議長は、候補者の推薦を行わない。
- ⑤ 委員が候補者として推薦された場合、当該委員は、選考のための議事に加わらないことを基本とし、その取扱いは議長に一任する。

(2) 委員から候補者の推薦がないときは、経営協議会は、第1次候補者の推薦を行わないこととし、別紙2により総長選考会議へ通知を行う。

### 3. 推薦された候補者に対する信任投票

(1) 経営協議会は、委員からの候補者の推薦があった場合、総長選考会議へ第1次候補者として推薦するかどうかを判断するため、次のとおり信任投票を行う。

- ① 信任投票に際し、候補者の推薦を行った委員は、氏名の50音順により当該候補者の推薦理由等を口頭にて説明する。
- ② 信任投票の結果、出席委員の過半数をもって信任を得たこととする。なお、信任投票の選考過程（得票数、順位等）は公表しない。
- ③ 信任投票は、委員が無記名投票により行い、推薦された候補者それぞれについて、総長選考会議への推薦を可（信任する）とする候補者に○印を付して行う。

- ④ 議長は、投票権を行使しない。
  - ⑤ 開票に際し、立会人2名を選出する。
  - ⑥ 欠席した委員及び候補者として推薦された委員は、投票権を行使できない。
- (2) 信任投票の結果、信任を得られた候補者がいないときは、経営協議会は第1次候補者を推薦しないこととし、別紙2により総長選考会議へ通知を行う。

#### 4. 第1次候補者の決定

- (1) 経営協議会は、信任投票の結果に基づき、次の手順により2名を限度として第1次候補者を決定し、別紙3により総長選考会議へ推薦を行う。
- ① 信任を得た候補者が1名又は2名の場合は、その候補者を第1次候補者とする。
  - ② 信任を得た候補者が3名以上いる場合は、信任投票数（○印）上位2名の候補者を第1次候補者とする。
  - ③ ②の手順において得票数が同位の候補者がいる場合は、さらに投票を行い、上位2名の候補者を選出する。
- (2) 議長は、第1次候補者として推薦することに決定した候補者へ別紙4によりその結果を通知する。

#### 5. 実施日

この申合せは、平成26年6月25日から実施する。

別紙1～4 略